

委 託 契 約 書(案)

分任支出負担行為担当官 三重森林管理署長 ○○ ○○ (以下「委託者」という。)と ○○ (以下「受託者」という。)は、令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業(連携捕獲)(以下「委託事業」という。)の委託について、次の条項により委託契約を締結する。

(実施する委託事業)

第1条 委託者は、次の委託事業の実施を受託者に委託し、受託者は、その成果を委託者に報告するものとする。

(1)委託事業名

令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業(連携捕獲)

(2)委託事業の内容

「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」及び特記仕様書のとおり

(3)契約期間

契約締結日の翌日から令和8年 11 月 16 日まで

(事業計画書)

第2条 受託者は、事業計画書(別紙様式第1-1号)を作成し、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。

2 受託者は、承認後の事業計画書に従って、委託事業を実施しなければならない。

3 前各項の規定は、事業計画書を変更する場合についても準用する。

(委託費の限度額)

第3条 委託者は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、金 円(うち消費税及び地方消費税額 円)を超えない範囲内で受託者に支払うものとする。

(注)「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 28 条第1項及び第 29 条並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、委託費の限度額に 110 分の 10 を乗じて得た金額である。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の3第3号の規定により免除する。

(再委託の制限)

第5条 受託者は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、安全管理、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 受託者は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。

3 受託者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を委託者に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。

5 受託者は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又

は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに委託者に届け出なければならない。

- 6 受託者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、委託者に届け出なければならない。
- 7 委託者は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受託者に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であつて、再委託比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は、適用しない。

(監督職員)

第6条 委託者は、監督職員を定めたときは、その氏名を受託者に書面により通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督職員に委任した権限のほか、設計図書で定めるところにより、次の権限を有する。

(1) 契約の履行についての受託者又は受託者の事業管理責任者に対する指示、承諾及び協議

(2) 事業の進捗状況の管理、立会い、事業の実行状況調査、確認

- 3 委託者は、2名以上の監督職員を定め前項の権限を分担させるときにあつては、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあつては、当該委任した権限の内容をそれぞれ受託者に書面により通知しなければならない。

(事業管理責任者)

第7条 受託者は、事業における事業管理責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知(別紙様式第2号)しなければならない。事業管理責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 事業管理責任者は、この契約の履行に関し、事業の管理及び統轄を行うほか、委託契約の変更、履行期間の変更、委託費の請求及び受領、第6条第1項及び第3項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

- 3 受託者は、前2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを事業管理責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第8条 地元関係者への事業説明や交渉等が必要な場合は、原則として委託者が行うものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

(第三者の土地等への立入り)

第9条 有害鳥獣捕獲等事業のために第三者が所有する土地、建物等に立ち入る場合において、所有者への許可は原則として委託者が行うものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

(事業関係者に対する措置要求)

第10条 委託者は、事業管理責任者ほかの受託者が雇用している従事者及び再委託、再々委託により従事する者が事業の実施につき著しく不適当と認めるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項についての措置を決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に委託者に書面により通知しなければならない。

- 3 受託者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その

理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 委託者は、前項による請求があったときは、当該請求に係る事項についての措置を決定し、請求を受けた日から 10 日以内に受託者に通知しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 受託者は、委託事業が終了したとき(委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、委託事業の成果を記載した実績報告書(別紙様式第3号)とともに業務日誌及び記録写真等を委託者に提出するものとする。

(検査)

第 12 条 委託者は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを関係書類及び実地により検査を行い、当該検査の結果を受託者に対して書面により通知するものとする。

- 2 受託者は、委託事業が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して再度委託者の検査を受けなければならない。この場合の手続きは前項の規定を準用する。

(委託費の額の確定)

第 13 条 委託者は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者に対して通知するものとする。

- 2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第 14 条 受託者は、前条の規定により委託費の額が確定した後、書面をもって委託者に代金の支払いを請求するものとする。

- 2 委託者は、受託者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払いを行うものとする。
- 3 委託者の責に帰すべき事由により委託費が約定期間内に支払われなかったとき、委託者は、受託者に対して、支払いの時機到来の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、支払い請求額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じた額を遅延利息として支払うものとする。

(成果物の使用)

第 15 条 受託者は、調査等による成果物の全部又は一部を委託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、受託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 受託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって委託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託者による委託事業の中止等)

第 16 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受託者の責めに帰することができないものにより事業現場の状況が著しく変動したため、受託者が事業を行うことができないと認めるときは、委託者は、事業の中止内容を直ちに受託者に書面により通知し、事業の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、受託者に書面により通知し、設計図書等を変更し、または事業の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により事業を一時中止した場合、または設計図書等を変更した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託費を変更し、受託者が事業の一時中止後の事業の続行に備えるために増加費用を必要とするとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を

負担しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第 17 条 受託者はその責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、その理由が正当と認めるときは、受託者に書面により通知し履行期間を延長することができる。

(委託者の請求による履行期間の短縮)

第 18 条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、委託費を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託費の変更方法等)

第 19 条 委託費の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。ただし、委託者が委託費の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(受託者による臨機の措置)

第 20 条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が委託費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第 21 条 受託者の事業の実施において、事業の完了前に生じた損害(次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書等の定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

2 受託者の事業の実施において、国有林野又は国有林野の産物等に損害を与えた場合、委託者が必要と認めたときは、委託者が指定した期間内に損害を弁償し、または現状に復さなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第 22 条 事業の実施において第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。

3 前2項の場合その他事業を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(特許権等の使用)

第 23 条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三

者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 前項において、特許権等の使用に伴う費用を委託者に求める場合は、特許権等を有する第三者との交渉の前に、その使用について委託者の承認を受けなければならない。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

第 24 条 委託者は、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条の規定により委託費を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託費の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書等を変更することができる。この場合において、設計図書等の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が同項の委託費を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(契約の解除)

第 25 条 委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、委託者は受託者に対して理由を記載した書面により通知するものとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により、事業期間内又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がないのに、事業に着手すべき時期を経過しても受託者が事業に着手しないとき。
- (3) 受託者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認めるとき。
- (4) 受託者が天災、不可抗力、その他正当な理由によらないで、契約の解除を申し出たとき。

- 2 前項各号のほか、委託者が必要であると認めるときは、契約を解除することができる。この場合、契約を解除したことにより、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は受託者に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

- (1) 前条第 1 項各号の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責に帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能になった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について、再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 委託者は前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより受託者に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 27 条 受託者の責に帰すべき事由により、履行期限内に事業を完了することができない場合においては、委託者は損害金の支払いを受託者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、委託費に対し、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 28 条 委託者は、この契約に関し、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受託者又は受託者の代理人(受託者又は受託者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の6若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第1項若しくは第 95 条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受託者は、この契約に関して、受託者又は受託者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を委託者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 29 条 受託者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、委託者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受託者又は受託者の代理人(受託者又は受託者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の6若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第1項若しくは第 95 条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受託者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の5に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受託者又は受託者の代理人(受託者又は受託者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受託者が委託者に対し、独占禁止法等の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受託者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団排除に関する特約条項)

第 30 条 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおりとする。

(著作権等)

第 31 条 受託者は、委託事業により納入された著作物に係る一切の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を、著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとし、委託者の行為について著作人格権を行使しないものとする。

(物品管理)

第 32 条 受託者は、委託者から貸与を受けた物品(以下「貸与物品」という。)や、委託費により購入した物品(以下「調達物品」という。)について、それを記録した物品管理簿(別紙様式第 4-1 号)を備え付け、常にその数量や状態を明らかにしておかなければならない。

2 受託者は委託者から物品の貸与を受ける場合は支給材料(貸与品)等調書(別紙様式第 4-2 号)を提出して借り受け、事業完了後速やかに支給材料(貸与品)等返納届(別紙様式第 4-3 号)を添えて返却しなければならない。

3 受託者は、調達物品について、委託事業により取得したものである旨の標示(別紙様式第 4-4 号)をするとともに、委託事業ごとに物品管理簿に登録しなければならない。この場合において、受託者は、物品管理簿の写しを委託事業実績報告書提出の際に併せて提出するものとする。

4 委託者は、委託事業終了後、委託事業により購入した物品について、その返還の要否を決定し、返還を要するものと指定した場合は、引渡日時、引渡場所等引渡しに必要な事項を定め、その旨受託者に指示するものとする。ただし、受託者において、委託費により購入した物品を同種の事業で継続して使用したい場合は、継続使用申出書(別紙様式第 4-5 号)により申し出て委託者の承認を受けなければならない。

5 受託者の貸与物品や調達物品の返却に要する費用は受託者の負担とする。

6 受託者は、貸与物品や調達物品を返還するに当たり、委託者が当該物品の使用・保管場所を決定するまでの間、無償で保管するものとする。

7 受託者は、貸与物品や調達物品の保全に努めることとするが、損傷等により使用できなくなった場合は、使用不能報告書(別紙様式第 4-6 号)により報告し、代品を納め若しくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

8 委託事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要しないものとして委託者が指定し受託者が売払処分等により収益を得た場合は、受託者は収益納付報告書(別紙様式第 4-7 号)により委託者に報告し、委託者から指示に従い収益を国庫に納付しなければならない。

(委託事業の調査)

第 33 条 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、受託者はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第 34 条 受託者は、委託事業に係る経費について、当事業用の帳簿を作成・整備した上で、収入及び支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 受託者は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。

3 受託者は、前項の帳簿及び実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を、受託者の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間、整備・保管しなければならない。

4 受託者は、実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託費の支払実績額を記載しなければならない。

5 受託者は、前各項の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を行ったと委託者が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、委託者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費及び賃金)

第 35 条 受託者は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも委託事業の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

2 受託者は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと委託者が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、委託者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(秘密の保持等)

第 36 条 受託者は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(契約外事項)

第 37 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

(疑義の解決)

第 38 条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、委託者と受注者とが協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 三重県亀山市本町1丁目7番13号
分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長

受託者

別紙

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（損害賠償）

第4条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙様式第1-1号)

委 託 事 業 計 画 書

1 事業概要

(1) 事業実施方針

「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」及び
「令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業（連携捕獲）特記仕様書」に基づ
き、事業を実施する。

(2) 事業項目及び事業対象

「令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業（連携捕獲）特記仕様書」による。

(3) 事業実施期間

契約締結日の翌日から令和8年11月16日まで

(4) 事業管理責任者名

2 契約内訳書

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国庫委託費		うち消費税及び地方消費税相当額 円
計		

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
計		

(注) 1 備考欄には、各区分ごとの経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を
付すこと（別紙でも可）。

2 人件費については、別紙1の人件費明細書に基づき経理すること。

(3) 物品購入計画（物品の購入がある場合）

品 目	規 格	個 数	購 入 実 績		使 用 目 的	備 考
			単 価	金 額		

(注) 記載する品目は、原型のまま比較的長期の反復使用に耐え得る物品で、取得価格が3万円
以上の物品とする。

(4) 再委託先等

氏名又は名称	住 所	業務の範囲	必要性及び契約金額

(注) 再委託を行う場合に限る。

(5) 事業管理責任者及び従事者単価表

氏名	従事区分	単価	備考

(注) 従事区分欄には、「事業管理責任者」「捕獲従事者」「作業従事者」を記入する。

- 3 事業工程表 別紙様式第1－2号のとおり。
- 4 事業組織表 別紙様式第1－3号のとおり。
- 5 捕獲方法(実施期間、場所、見回り・誘引期間、捕獲方法、捕獲個体の処理方法等を記入する。)
- 6 安全管理規程 別紙「〇〇(事業者名等)有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程」のとおり。
- 7 緊急時の体制及び対応方法 別紙「令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業(連携捕獲)実施時の連絡体制図」のとおり。
- 8 その他
 - ・官給物品がある場合のリスト
 - ・当事業と同時期に実施している当事業以外の捕獲作業の概要
 - ・個人情報の管理体制(責任者)
 - ・行政情報の流出防止策
 - ・情報管理の責任者
 - ・その他

(別紙1)

令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業（連携捕獲）
人件費明細書

氏 名	職 名 等	委 託 事 業 従 事 日 数 (A)	勤 務 日 数 当 り 単 価 (B)	人 件 費 (A) × (B)
		日	円	円
計				

- 注) 1 (A) 欄は、委託事業従事予定日数を記入すること。
2 (B) 欄は、1日当たり単価積算表から記入すること。
3 勤務日数当たり単価が、受託単価規程等に基づく場合は受託単価を記入すること。

○1日当たり積算単価表

氏 名	給 与	賞 与	社会保険等 事業主負担	退職手当 引 当 金	計 (A)	一日当たり単価 (A) / 日
	円	円	円	円	円	円

- 注) 1 給与には、各手当等を含むものとする。
2 受託事業に係る年度の前年支給実績等を記入すること。
3 年間勤務日数は、受託団体の就業規則等に定める就労日数とする。

別紙様式第1－2号

事業工程表

作業内容	工 程												備考
	月			月			月			月			
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	

※ 作業内容は、現地踏査、許認可申請、地元調整、捕獲、各種調査取りまとめ 等

別紙様式第1-3号

事業組織表

NO.	従事区分	氏 名	狩猟免許	救急救命講習	安全管理講習 技能知識講習	担当業務の内容	備 考
1	事業管理責任者		免許の種類： 有効期間：				
2			免許の種類： 有効期間：				
3			免許の種類： 有効期間：				
4			免許の種類： 有効期間：				
5			免許の種類： 有効期間：				
6			免許の種類： 有効期間：				
7			免許の種類： 有効期間：				
8			免許の種類： 有効期間：				
9			免許の種類： 有効期間：				
10			免許の種類： 有効期間：				

・従事区分：事業管理責任者、捕獲従事者、作業従事者を記入する。

・狩猟免許：狩猟免許の保有状況を記載する。（事業管理責任者と捕獲従事者は必須）

・救急救命講習：救急救命講習の受講年度を記載する。（事業管理責任者と捕獲従事者は必須）

・安全管理講習等：環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習の受講年度を記載する。（事業管理責任者と捕獲従事者は必須）
なお、当該講習と同等の講習を終了している場合は、備考欄にその講習名、実施機関等を記載する。

※事業計画書の提出時に、事業管理責任者及び捕獲従事者については、狩猟免許の写し、損害賠償保険及び従事者傷害保険の写しを、作業従事者については、従事者傷害保険の写しを併せて提出すること。

(参考1)

令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業（連携捕獲）
有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）

※＜＞内は、適当な内容を記載すること。

※事業内容により必要な項目を選択して作成すること。

第一章 総則

（目的）

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、受託者＜事業者名＞が実施する＜事業者名＞（以下、「本事業」という。）に係る安全管理に関する事項を定め、もって本事業を実施する際の安全管理を図るための体制を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、本事業にかかる業務活動に適用する。

2 本事業は、＜調査・捕獲等する方法及び対象とする鳥獣＞を対象とする。

（本事業の実施に係る安全管理に関する基本的な方針）

第3条 受託者（代表者）は、本事業の実施に係る安全管理の重要性を深く認識し、事業の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、予算の確保その他必要な措置を講ずる。

第二章 安全管理体制に関する事項

（事業管理責任者の選任及び解任）

第4条 受託者（代表者）は、本事業の全体を統括し、監督する権限を有する事業管理責任者を選任し、本事業の実施に係る安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者に対する研修を実施する責任者とする。

2 受託者（代表者）は、事業管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは解任し、新たな事業管理責任者を選任する。

- ① 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- ② 関係法令等の違反又は本事業の安全管理の状況に関する確認を怠る等により、事業管理責任者がその職務を引き続き行うことが本事業の安全管理の確保に支障を来すおそれがあると認められるとき

（事業管理責任者の責務）

第5条 事業管理責任者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 本事業に係る安全管理の重要性の認識、関係法令の遵守及び安全管理に関する事項について、全ての事業従事者に対し周知徹底し、遵守させる。
- ② 本規程について、随時必要な改善を図る。

- ③ 全ての事業従事者に対して、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上のために適切かつ十分な研修計画を定め、適切に実施されるよう監督し、随時必要な改善を図る。
- ④ 本事業が適正に行われるよう、捕獲現場ごとに、現場に常駐して指揮・監督を行う現場監督者を捕獲従事者の中から指名して配置する等、安全管理を実施するための体制を構築する。
- ⑤ その他の本事業の実施に係る安全管理を図るために必要な事項を行う。

(捕獲従事者及び作業従事者の責務)

第6条 捕獲従事者及び作業従事者は、関係法令を遵守するとともに、本規程に基づき講ずる安全管理に関する措置に積極的に協力し、事業管理責任者及び現場監督者の指示に従い、本事業に係る安全管理の徹底を図る。

(安全確保のための人員配置)

第7条 本事業の実施においては、捕獲現場ごとに適切な技能及び知識を有する捕獲従事者及び作業従事者を適切な人員を配置し、捕獲等に従事する者が単独で業務に従事してはならない。

- 2 本事業の実施においては、捕獲現場ごとに現場監督者を配置し、安全管理を適確に行う。
- 3 捕獲現場ごとに、救急救命に関する知識を有する現場監督者(捕獲従事者)を配置し、すぐに傷病者に対応できる体制を構築する。

第三章 連絡体制に関する事項

(連絡体制)

第8条 受託者(代表者)は、発注者、事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者が無線や携帯電話等による双方向の連絡体制を確保し、事業の実施に係る指示や安全管理に関する情報が適時適切に伝達され、共有される体制を構築する。

なお、携帯電話が圏外である場合の衛星携帯電話等による連絡体制や捕獲実施日が土日休日に係る場合の連絡体制についても構築する。

- 2 本事業の実施時の指揮命令系統、発注者や関係機関との連絡体制、緊急時の連絡方法等については、別添「有害鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図」による。
- 3 万一事故や災害等が発生した場合は、事業管理責任者及び現場監督者は、警察署、消防署、病院等への緊急連絡を行い、傷病者を速やかに病院等に搬送するとともに、関係機関に対し必要な報告を行う。

※ 本事業における基本的な連絡体制図及び指揮命令系統を明確に記載する。

(安全確保のための通信装備)

第9条 本事業の実施にあたっては、全ての事業従事者が、無線や携帯電話等を所持し、双方向通信可能な通信手段を確保する。

- 2 無線の使用にあたっては、法令を遵守するとともに、別途定める無線の使用に関

するルールを遵守する。

- 3 無線や携帯電話による通信が確保できない場合は、衛星携帯電話等通信が確保可能な手段により双方向通信を確保する。

第四章 捕獲現場における安全管理に関する事項

(作業環境の整備)

第10条 本事業の実施における安全確保を図るため、現場において次に掲げる措置を講ずることにより、安全な作業環境の形成に努める。

- ① 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- ② 作業方法の改善
- ③ 休憩時間の確保（少なくとも○時間に○回、○分を確保すること。）
- ④ 救急用具の携行
- ⑤ 緊急連絡先及び連絡方法の確認

(ミーティングの実施による作業手順・緊急連絡体制の周知等)

第11条 事業管理責任者及び現場監督者は、現場ごとに安全確保のための作業手順を定め、全ての事業従事者に周知徹底する。

- 2 事業管理責任者及び現場監督者は、捕獲現場ごとに事前調査を実施し、捕獲等を実施する場所及びその周辺の地形、銃器による捕獲等の場合は安土（山、崖、高い土手等のバックストップをいう。以下同じ。）の有無及び安全な射撃が可能かどうか、住民及び利用者等の状況、携帯電話、無線機及び衛星携帯電話等の利用の可否、捕獲現場から病院までの搬送経路等について確認する。
- 3 猟犬を使用する場合においては、他者に危害を加えないよう確実に訓練を行う。
- 4 毎日の業務の開始前に、当該業務に参加する全ての事業従事者によりミーティングを行い、捕獲等に従事する者の体調及び猟具等の点検状況を確認するとともに、当日の業務の実施体制、指揮命令系統、連絡体制、緊急時の連絡方法、住民等の安全確保について留意すべき事項その他必要な指示を徹底する。
- 5 毎日の業務の終了時には、事故の発生の有無、いわゆるヒヤリハットその他安全に関する事項を確認し、情報共有を行う。
- 6 毎日の業務の終了後、現場監督者は、日報（捕獲従事者・作業従事者の氏名、業務内容、実施状況、捕獲数、事故又はヒヤリハットの発生の有無及びその内容、改善すべき事項等を含む。）を作成する。

※本事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順に関する考え方を記載する。

(銃器による捕獲場所の選定)

第12条 誘引を行い銃器による捕獲を実施する場所は、背後に安土があり必要以上に銃弾が飛ばない場所を選定する。

また、射撃を行う場所から見通しが効き、他の捕獲場所から銃弾の到達の恐れが無いこと等安全に射撃が可能な場所を選定する。

なお、霧、吹雪等により見通しが効かない場合は、直ちに捕獲を中止する。

(銃器による捕獲区域の安全管理)

第 13 条 林道入口に案内看板を設置し、銃器による捕獲実施日を事前に周知する。

- 2 捕獲実施前に、事業従事者以外の者がいないことを確認し、林道ゲートを封鎖して立入を禁止し、監視員を配置して事業従事者以外の侵入を防止する。
- 3 監視員と捕獲班の連絡体制を構築し、事業従事者以外の者の立入が認められた場合は、直ちに捕獲を中止する。

(銃器の取扱い上の厳守事項)

第 14 条 事業管理責任者は、捕獲を実施する前に、捕獲従事者に対し、次に掲げる銃器の取扱い上の厳守事項について指導する。

- ① 銃口を人に向けない。
- ② 発砲する時以外、引鉄に指をかけてはならない。
- ③ 射撃方向の左右 90 度に射撃線を想定し、その線の前方に人がいたら発砲してはならない。
- ④ 矢先を確認する。人畜、建物、車両、船など危害の生ずる恐れがある方向には発砲しない。矢先を確かめ、安全と捕獲の自信が無ければ発砲しない。
- ⑤ 発砲の必要性の起こる直前まで装てんしない。射撃以外の時は確実に脱包を励行する。
- ⑥ 銃器で他人や自分に危険を及ぼしてはならない。他人の財産に損害を与えてはならない。
- ⑦ 銃器や実包を他人に貸与したりしてはならない。また、他人の銃器に無断で手を触れてはならない。
- ⑧ 銃器の運搬中はカバーをかけ、他の人に危険感や嫌悪感を与えてはならない。
- ⑨ 安全・確実に撃ち取る自信の無い獲物には発砲を見合わせ、撃ち取った獲物や半矢の獲物は必ず手中に収めるよう努めること。
- ⑩ 銃器の操作に習熟すること。
- ⑪ 使用前に銃器を点検し、常に機能の健全な銃器を使用すること。年に一度は銃器の専門技術者の点検を受けて整備し、点検が行われていない銃は使用しないこと。
- ⑫ 正常に発射する適正実包を使用する。銃器に適合し、かつ、品質の劣化していない適正な装弾を使用する。
- ⑬ 引鉄を引いても発射されない場合、不発又は遅発の処理について適正に行う。
- ⑭ 藪の中を通過するときは、脱包する。
- ⑮ 実包を装てんした銃器は、銃口を上方、人のいない方向、または射撃方向に向けて保持する。
- ⑯ 実包の装てんや機関部の閉鎖は、銃口を柔らかい地面に向けて行う。
- ⑰ ライフル実包やスラグ実包で射撃する場合は、銃弾が必要以上に遠くまで飛ばないように、安土があることを確認すること。
- ⑱ 水平撃ちは行わないこと。

- ⑲ 銃口部に雪や木の葉などが入った場合は、分解して異物を確実に取り除くこと。
- ⑳ 休憩時は、銃を木などに立てかけず、平坦な地面に直接横たえること。
- ㉑ 歩きにくい場所を通るときなど、銃器を他の従事者に持ってもらう必要が生じた時は、必ず脱包し、銃床を相手側、銃口を手前にして渡すこと。
- ㉒ 銃器を持ったまま、段差や溝を跳び越える時は、必ず脱包すること。
- ㉓ 跳弾を避けるため、氷の面、堅い地面、岩など硬いものに向かって発砲してはならない。
- ㉔ 本事業への従事者全てが、安全に銃器を操作するよう心がける。
- ㉕ 酒気を帯びて銃器を手にしない。疲労を感じたら中止する。
- ㉖ 危険な取扱いをしている従事者には、注意する。

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

(わなの定期的な点検)

第15条 事業管理責任者は、全ての事業従事者に対し、わなの使用前に＜点検項目＞を指示して点検を実施させるとともに、使用後に＜点検項目＞について点検を実施させ、わなを正常に機能する状態に管理し、安全捕獲に努める。

※ わなの定期的な点検に関する計画（点検の方法及び頻度を含む。）について記載する。

(わなの安全な取扱い)

第16条 わなは、＜種類・仕様等＞を満たすものを使用する。

- 2 わなの設置にあたっては、事故が起こらないよう適切な設置場所を選択する。
また、一般の入林者や森林内で作業する者に対し、付近一帯にわなを設置していることを知らせるための注意標識を設置する。
- 3 安全確保の観点から、＜採用しない捕獲方法の種類＞は行わない。
- 4 捕獲従事者に対し、わなについての安全な取扱いを周知徹底し、遵守させる。
- 5 わなを設置した際には、1日〇回以上の定期的な見回りを行うものとし、見回りは捕獲従事者及び作業従事者2人（うち1名は捕獲従事者）以上で行う。
- 6 設置したわなを使用しない場合は、作動しないようにするか、撤去する。
- 7 止めさしは、安全かつ適切な方法で実施するものとし、原則として＜採用する止めさし方法の種類＞を行う。
- 8 安全の確保の観点から、＜採用しない止めさし方法の種類＞は行わない。
- 9 捕獲等しようとする鳥獣以外の鳥獣を捕獲した場合の対応について、あらかじめ発注者等に確認をするとともに、放獣する際には安全を確保して＜採用する放獣方法の種類＞により行う。

※ わな・網の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）を記載する。

(銃器の定期的な点検)

第17条 捕獲従事者は、銃器を使用する前に＜点検項目＞を実施し、使用後は、清掃を確実に行う。

また、〇か月に一度、定期的＜点検項目＞について点検を実施する。

※ 銃器の定期的な点検に関する計画（点検方法及び頻度を含む）について記載する。

（銃器の安全な取扱い）

第18条 銃器及び実包については、＜種類等＞を満たすものを使用する。

2 捕獲従事者は、実包を管理するための帳簿を備え、当該銃砲に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は、廃棄したときは、これに所定の事項を記載し管理する。

3 安全の確保の観点から、＜採用しない捕獲方法の種類＞は行わない。

4 作業開始前のミーティングにおいて、捕獲従事者に対し、銃器については、脱包の確認、矢先の確認、安土の確保等安全な取扱いを周知徹底する。

※ 銃器の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項を記載する。

第六章 銃器を使用する場合における射撃練習、保管及び使用に関する事項

（銃器による事故防止のための指導）

第19条 事業管理責任者は、銃器を使用する捕獲従事者に対し、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び火薬類取締法など、銃器の取扱いに係る法令の遵守及び取扱い上の厳守事項（第11条）等について指導する。

※ 銃器の取扱いに係る法令の遵守及び取扱い上の厳守事項等について、捕獲従事者に対する指導方法等を記載する。

（射撃練習）

第20条 銃器を使用する捕獲従事者は、射撃場における射撃練習を1年間に2回以上実施するものとし、新たな業務を実施する場合は確実に行うこと。

2 射撃場における射撃においては、＜訓練項目（射手別）＞について訓練を行う。

※ 射撃場における射撃練習の頻度及び内容を記載する。全ての捕獲従事者が1年間に少なくとも2回以上（適切な回数）実施するよう規定する。

（ライフル銃の保管・管理の状況の確認）

第21条 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合は、「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」（令和2年12月22日付け警察庁丁保発第209号警察庁生活安全局保安課長）によって示されたライフル銃の保管・管理の状況の確認を遵守する。

- 2 事業管理責任者は、捕獲従事者が適切に銃器を保管するよう指導するものとし、○月に○回、保管状況を報告させる。

※ 捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持しようとする場合に、銃器の保管及び使用について、必要な事項を記載する。

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

(心身の健康状態の把握)

第22条 全ての事業従事者について、1年に1回の医師による健康診断を実施し、心身の健康状態を把握する。

- 2 本事業は、野外活動を伴うこと、取扱い方を誤ると人に危害を及ぼし得る猟具を使用すること、鳥獣の殺傷を伴うことから、捕獲等に従事する者に精神的な負担がかかる作業であることを踏まえ、健康相談を実施し、心身の健康状態を把握する。
- 3 経験年数が短い従事者や高齢の従事者に対しては、その心身の健康状態の把握に一層努める。
- 4 心身の健康状態が不良な者については、本事業に従事させない。
- 5 全ての事業従事者の心身を健康に保つため、健康相談、健康教育、その他必要な措置を講ずる。

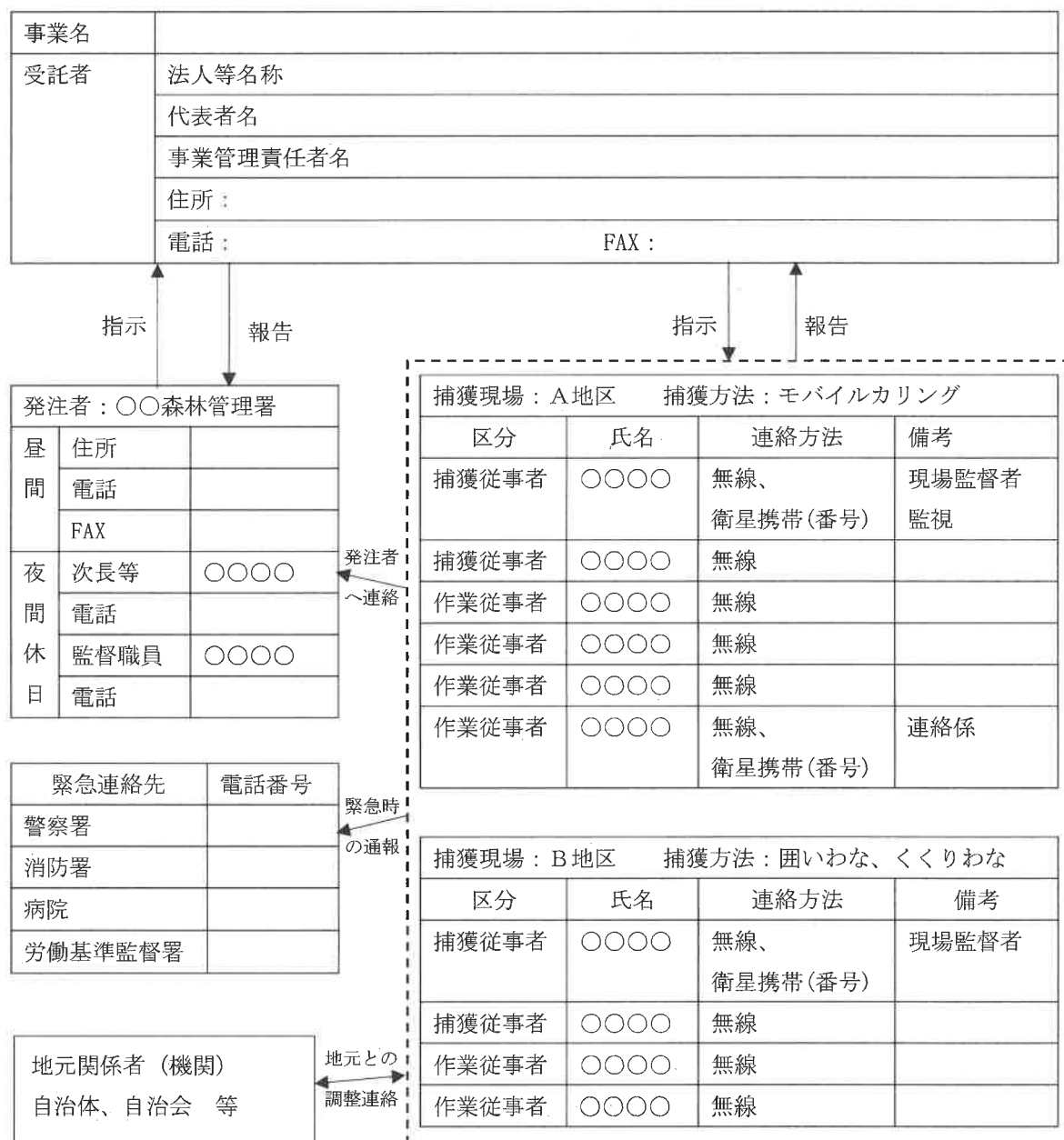
※ 鳥獣の捕獲等に従事する者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握する頻度及び方法について記載する。鳥獣の捕獲等に従事した年数が短い従事者や高齢の従事者に対しては、より一層心身の健康状態の把握に努める。

(適性の確認)

第23条 鳥獣の捕獲等に必要な適性を有することを確認するため、1年に1回、従事者の視力、聴力、運動能力を測定する。

※ 狩猟免許更新時の適性試験の免除を受ける際には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第52条に規定する適性（視力、聴力、運動能力）を確認する方法や実施内容について規定する。

別添 有害鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図



※1 業務内容にあわせ適宜必要な変更をして利用すること。

※2 適用する捕獲方法ごとに異なる体制を有する場合は、それぞれの体制にあわせた連絡体制図とすること。

※3 連絡体制図には、発注者、法人等の代表者、事業管理責任者、現場監督者、捕獲従事者、作業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示すこと。

※4 緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院、労働基準監督署等への連絡方法、万一事故が発生した場合の被害者の搬送方法を記載すること。

※5 捕獲等の実施が土日休日の場合の連絡体制についても具体的に記載すること。

別紙様式第2号

令和 年 月 日

(監督職員経由)

分任支出負担行為担当官

三重森林管理署長 殿

受託者 住所
氏名

事業管理責任者通知書

業務の名称 令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業(連携捕獲)

令和 年 月 日付けで契約締結した上記業務の事業管理責任者を下記の者に定めましたので、通知します。

記

1 事業管理責任者

- (1) 氏 名
- (2) 狩 猟 免 許
 - ①免許の種類
 - ②有効期間
- (3) 救 急 救 命 講 習
- (4) 安全管理講習等

※救急救命講習は、受講年度を記載する。

※安全管理講習等は、環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習の受講年度を記載する。なお、当該講習と同等の講習を終了している場合は、講習名、実施機関等を記載する。

委託事業実績報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 殿

(受託者)
住 所

氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業（連携捕獲）について、下記のとおり事業を実施したので、委託契約書第11条の規定によりその実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の実施状況
 - (1) 実施項目等
 - (2) 実施期間
 - (3) 事業の成果

- 2 収支精算
 - (1) 収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫委託費					うち消費税及び地方 消費税相当額 円

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	

- 注) 1 備考欄には、各区分の支出経費について積算の内訳を記入し、必要に応じ説明を付けること。
 2 人件費については、別紙2、3、4の人件費明細書等に基づき経理すること。

3 物品購入実績（物品を購入した場合）

品 目	規 格	個 数	購 入 実 績		使 用 目 的	備 考
			単 価	金 額		

- 注) 委託契約時の物品購入計画に掲げる物のほか、その計画以外に購入した物品があった場合に記載する品目は、物品購入計画を作成する場合と同様とする。また、購入に至った理由を備考欄に記載すること。

(別紙2)

令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業（連携捕獲）
人件費明細書（実績）

氏 名	職 名 等	委 託 事 業 従 事 日 数 (A)	勤 務 日 数 当 り 単 価 (B)	人 件 費 (A) × (B)
		日	円	円
計				

- 注) 1 (A) 欄は、委託事業従事予定日数を記入すること。
2 (B) 欄は、1日当たり単価積算表から記入すること。
3 勤務日数当たり単価が、受託単価規程等に基づく場合は受託単価を記入すること。

○1日当たり積算単価表

氏 名	給 与	賞 与	社会保険等 事業主負担	退職手当 引 当 金	計 (A)	一日当たり単価 (A) / 日
	円	円	円	円	円	円

- 注) 1 給与には、各手当等を含むものとする。
2 受託事業に係る年度の前年支給実績等を記入すること。
3 年間勤務日数は、受託団体の就業規則等に定める就労日数とする。

(別紙3)

令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業（連携捕獲）
勤 務 日 数 報 告 書

氏 名	職 務 内 容	月	月	月	月	計
計						

(別紙 4)

令和 8 年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業（連携捕獲） 業務日誌

〇〇月分		所属：〇〇		役職：〇〇		氏名：〇〇		〇〇		時間外手当対象者が否か																業務時間及び業務内容
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24						
1																										
2																										
3																										
4																										
・																										
・																										
・																										
30																										
31																										
勤務時間管理者 所属：〇〇 氏名：〇〇 〇〇																			合計							

(別紙様式第4-1号)

令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業(連携捕獲) 物品管理簿

[illegible]

注)取得年月日欄には取得物品の検収を行った年月日、耐用年数欄には減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数、事業終了後の措置状況欄には委託事業終了後に行った処分等(国へ引き渡し、継続使用、廃棄等)を記載すること。備考欄には、物品番号その他必要な事項を記載すること。

(別紙様式第4-2号)

国からの支給材料(貸与品)等調書

令和 年 月 日

分任支出負擔行為担当官

三重森林管理署長

殿

受託者

住所

氏名

国から受けた下記の貸与品については、令和 年 月 日に借用しました。

記

[illegible]

(別紙様式第4-3号)

国からの支給材料(貸与品)等返納届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 殿

受託者
住所
氏名

国から受けた貸与品について、下記のとおり返納します。

記

品名	品質規格	数量	単価 (円)	価格 (円)	引渡場所	返納場所	備考

〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 殿

令和 年 月 日付けにより貸与した上記物品について、返納したことを認める。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長

(別紙様式第4－4号)

【物品標示票例】

物 品 標 示 票	
委 託 事 業 名	令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業(連携捕獲)
品 名	
物 品 番 号	
取 得 年 月 日	令和 年 月 日
備 考	

(別紙様式第4－5号)

令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業(連携捕獲)
継続使用申出書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 殿

受託者
住所
氏名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業(連携捕獲)により取得した物品について、下記の理由により継続使用いたしたく申し出ます。

記

1. 継続使用を要する物品

品目	規格	数量	購入 年月日	耐用 年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2. 同種の事業の目的・事業内容

- (1) 目的
(2) 事業内容
(3) 継続使用する理由

(注)継続使用申出書は、委託事業実績報告書提出の際に併せて提出すること。

(別紙様式第4－6号)

使用不能報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 殿

受託者
住所
氏名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業(連携捕獲)により取得した物品について、下記の理由により使用できなくなった旨報告します。

記

1. 委託事業により取得した物品

品目	規格	数量	購入年月日	耐用年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2. 使用できなくなった理由

(別紙様式第4ー7号)

令和8年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業(連携捕獲)
収益納付報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 殿

受託者
住所
氏名

令和 年 月 日付け 第 号の引渡不要通知書を受け、取得物品を売払処分等
したところ、収益を得たことを報告します。
なお、収益額は指示により国庫に納付します。

記

1. 収益を得た物品

品目	規格	数量	購 入 年月日	耐用 年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2. 売払処分等年月日
令和 年 月 日

3. 売払処分等の金額
円

4. 売払処分等の種別
売払または賃貸借